

「全国交流集会 in 柏崎」への問題提起

2018年11月11日 柏崎市 柏崎産業文化会館
原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員 伊東達也

<はじめに>

○ 集会名称

——『福島事故の検証ない原発再稼働はありえない』全国交流集会 in 柏崎
2018年11月11日 柏崎市「柏崎産業文化会館」

○ 全国交流集会が掲げるスローガン

- (1) 事故原因・事故影響・避難計画の検証ない原発再稼働はありえない！
- (2) 原発依存から再生可能エネルギーへの転換を！
- (3) 原発事故被災者の“切り捨て”反対！ 汚染水の海洋放出反対！
- (4) 国と電力会社は原発開発の“負の遺産”に真摯に向き合え！
(負の遺産 ・膨大な高レベル廃棄物 ・プルトニウムの大量保有
・続出する廃炉 ・垂れ流しの使用済み核燃料)
- (5) 核燃料サイクルからの撤退を！
- (6) 「原発ゼロ基本法案」の早期制定を！

これらスローガンを住民運動の当面の運動課題として共有することの確認を

1. 「全国交流集会」を新潟県で開催することの意義

[1] 原発再稼働の暴走を抑え込む新潟県政を支える県民世論

——多くの教訓を読み取ろう！

- (1) 「三つの検証がなされない限り、再稼働の議論は始められない」ということを「県政の常道」に押し上げる。
- (2) 福島第一原発事故の原因の検証
- (3) 原発事故が住民の健康と生活に及ぼす影響の検証
- (4) 万一原発事故が起こった場合の安全な避難方法の検証
- (5) 東電の事故・トラブル隠し発覚（2002年）を契機に、平山知事（当時）が新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会（技術委員会）を設置（2003年）——引き続き事故原因の検証
- (6) 中越沖地震（2007年）を経て「技術委員会」の充実・改組（2008年）
 - ① 「地震、地質・地盤に関する小委員会」設置
 - ② 「設備健全性・耐震安全性小委員会」設置
 - ③ 東日本大震災と福島第一原発事故（2011年）を受けて泉田知事（当時）は「福島第一原発事故の検証なしに、再稼働議論は始められない」と表明し、技術委員会の役割に一層の重み増す

- (7) 「三つの検証」を米山知事（当時）が、さらに具体化した。
- ① 米山知事は「徹底的な三つの検証がなされない限り、再稼働の議論は始められないという立場を堅持して対応してまいります」（知事就任直後の2016年11月の臨時県議会）と表明した。
 - ② 「新潟県原発事故による健康と生活への影響に関する検証委員会（健康・生活委員会）」を設置した（2017年）。
 - ③ 「新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会（避難委員会）」を設置した（2017年）。
 - ④ 三つの検証結果をとりまとめる「新潟県原子力発電所事故に関する検証総括委員会（検証総括委員会）」を立ち上げた（2018年2月）。
- (8) 自公推薦の花角新知事も、県民世論を受けて「三つの検証」を継承した。
- ① 「避難委員会」（2018年9月10日）を再開した。
 - ② 「健康生活委員会、生活部会」（同9月11日）を再開した。
 - ③ 「技術委員会・課題別（地震の影響）ディスカッション」（同9月12日）と相次いで検証作業を再開した。
- (9) 今回の全国交流集会で講演した池内了・名古屋大学名誉教授は「新潟県原子力発電所事故に関する検証総括委員会」の委員長に就任している。原住連代表委員の立石雅昭・新潟大名誉教授は中越沖地震被災を受けて改組／拡充された「技術委員会」委員を歴任し、現在も奮闘している。

〔2〕「石油発祥の地から原発、そして新しいエネルギーのまち」——柏崎市

- (1) 昨日の「現地ツアー」は意義深い
- ① 原発立地自治体が原発依存を低減する取り組み
 - ② 再生可能エネルギーへの道を具体的に踏み出すことの重要性とそれを推進する住民の運動の意義
- (2) 日本のエネルギーの再生可能エネルギーへの転換へ多くの教訓を学ぶ

〔3〕新潟県民のこの世論は、福島第一原発事故の被災者をはじめ「原発ゼロ」住民運動への大きな激励

2. 国と東電は福島第一原発事故の加害責任を率直に認めること

<2-1、被災者・被災地について>

〔1〕今日は、福島原発事故から7年8ヵ月目を迎えるが、
10万人以上が故郷に戻れていない

- (1) 事故時の2011年3月の住民登録13万人との対比では、9万8000人が戻れていない。

- (2) 避難指示区域外からの避難者（昨年3月、住宅支援が打ち切られた時点で2万2000人いた。）のうち戻っていない人を加えれば10万～11万人が戻っていない。
- (3) 9月時点で4万5,000人（県外約3万3,000人）という政府発表の避難者数は、被害の実態を正しく反映していない。
- (4) 震災関連死2,250人（直接死1,605人）、自殺約100人、孤独死約70人を超えている。
- (5) 被災者は長期の避難生活を強いられ、実に様々な不安・苦悩の中で生活している。

[2] 「帰還宣言」が出て戻る人は少なく、帰還者は高齢者が多い。

（65歳以上が49%）、子どもはきわめて少数である。

——夜は“死の街”のようにになっている。

(1) 2018年4月、再開した小中学校への通学者数

- ① 浪江町で10人（事故前に比べ0.5%）
- ② 富岡町で17人（事故前に比べ1.1%）
- ③ 飯館村で75人（事故前に比べ14%）
- ④ 川俣町山木屋地区で15人（事故前に比べ15%）

(2) 避難地域にあった5つの県立高校は自治体の避難先で開校していたが、新入生がなく、昨年4月から休校（事実上の廃校）になった。

(3) 医療施設、商店など生活支援機能を大きく欠く状態。

(4) 除染は、自宅周辺20メートルで家族は放射線被ばくの不安など苦悩の生活を強いられている。

[3] 介護保険料の高額全国トップ10に避難地域の6町村

(1) 県内59市町村のうち55市町村が介護保険料引き上げ（2018年4月）

(2) 高額トップ10に葛尾村（1位）、双葉町（2位）、大熊町（4位）、浪江町（5位）、飯館村（8位）、川内村（10位）の6町村が入る

(3) このまま推移すれば自治体としての存続自体が危ぶまれる

[4] 除染土壌など「30年間中間貯蔵」について国の責任ある説明はない

環境省の「汚染土壌再生実証事業」は汚染土壌の「最終処分」!?

[5] 県民に持ち込まれる様々な「対立」や「分断」

緊急な被災者・被災地対策を国や東電に迫る共同行動の前進に大きな障害

[6] 国と東電による被災者・被災地の切り捨て政治がすすむ——断じて許せない

(1) 賠償、住宅無償支援などの打ち切り

(2) 損害賠償の集団訴訟は30件、そのうちで7地裁で判決

- ① 前橋地裁（2017年3月）
- ② 千葉地裁（同9月）
- ③ 福島地裁（同10月、福島生業訴訟）
- ④ 東京地裁（2018年2月、小高に生きる訴訟）

- ⑤ 京都地裁、東京地裁（2018年3月）
 - ⑥ 福島地裁いわき支部（「避難者訴訟」）（2018年3月）
- (3) 上記訴訟で、小高と避難者の2件は国を被告にしていない。国の法的責任は5件のうち千葉を除く4件で認め、東電の責任は7件とも認める。
- (4) これらの判決をてこに、新たな原発被災者救済の枠組み作りを求める運動が大切
- (5) いわき市の「原発事故の完全賠償をさせる会」と「元の生活を返せいわき市民訴訟原告・弁護団」は、国と東電の事故責任を認めた「福島原発事故被害補償法」（仮称）などを求める。
- (6) 国と東電は、福島第一原発事故を起こした加害責任を根本的に反省し、被災者・被災地対策に真摯に取り組むことが緊急に求められている。

<2-2、事故収束について>

[1] 事故収束の見通しが立たない

- (1) いまだ有効な汚染水対策が確立していない。
- ① 多核種除去設備（ALPS）で処理したトリチウム汚染水が、約680基のタンクに約94万トンし貯蔵（2018年9月末現在）している。そのうち約89万トン进行分析したところ、8割を超える約76万トンから基準を上回るトリチウム以外の放射性物質が検出された。
 - ② ストロンチウム90（半減期29年）が1リットル当たり基準値の2万倍の60万ベクレル
 - ③ ヨウ素129（半減期1570万年）が基準値の70倍以上の662ベクレル
 - ④ ほかにルテニウム、テクネチウム、などトリチウム以外の放射性物質が検出された。
- (2) 福島第一原発1号機から4号機建屋内への地下水流入抑制の凍土壁工事なども効果が上がらず、汚染水の増加には歯止めがかかっていない。
- (3) 経産省は、汚染水処理に関する説明・公聴会を開催した（8月30～31日）。しかし、トリチウム以外の放射性物質が含まれており、説明・公聴会の前提が崩れていることが明らかになった。
- (4) 原子力規制委員会が主張するトリチウム汚染水を基準値以下に希釈して海洋放出する世論誘導は崩れ去った。
- (5) 廃炉作業の見通しがたたない。
- ① 一部の燃料熔融物（デブリ）の状況が確認されたが、デブリ取り出しなどの見通しは立っていない。
 - ② 事故機の1～4号機の廃炉などの見通しは立っていない。
- (6) 廃炉作業の安全な実施には、現場労働者の身分保障と被曝低減化が前提条件
- ① 福島第一原発の事故対応に当たった人の労災申請は17人。

- ② 労災申請者のうち 5 人は認定外、2 人が労災申請を取り下げ、調査中が 5 人。
- ③ 労災認定者は 5 人とどまる。
- ④ 労災認定者の内訳は、白血病 3 人、甲状腺がん 1 人、肺がん 1 人で、労災認定は困難な状況がある。
- ⑤ 現在の何重にもわたる下請け方式をやめて、東電の直接雇用や政府が責任をもつ公団などによる直接雇用の実現が求められている。
- ⑥ 現場労働者の一貫した健康管理のために、「福島第一原発事故被爆管理手帳（仮称）を東電の責任で交付して、身近な医療機関で受診できるような仕組みが必要である。

〔2〕国と東電には、国内外の英知を組み尽くす立場での事故収束対策が緊急に求められる

3、この間の看過できない原発動向

〔1〕東海第二原発の延長 60 年運転へ認可（11 月 7 日）

- (1) 40 年の運転期限を延長して再稼働をめざす日本原電＝東海第二原発について、原子力規制委員会は、新規制基準の適合性審査申請を認可（9 月）、工事計画認可申請を認可（10 月）、最長 20 年の延長運転申請を認可
- (2) 東海原発の苛酷事故の危険性の審議は不十分
 - ① 東海第二原発は、老朽化問題に加えて、安全上最大の機器冷却系のライフラインの海水取水口に漂流物の衝撃による機能喪失問題などを抱えているが十分な審議はなされていない。
 - ② 日本電源は同原発の安全対策費さえ調達できず（他に流用して）、東電などから借り入れるなど、事業者としての適性が問われる。
- (3) 東海第二原発の 30 Km 圏内には 100 万人近い住民がいる。
事故時の避難計画の策定は不可能
 - ① 日本原電は、周辺の 6 市町村と事実上、事前同意を前提とする安全協定を結んでいる。
 - ② 再稼働には、周辺 6 市町村の同意が不可欠である。
 - ③ 海野徹・那珂市長は再稼働反対の意向を表明（10 月 22 日）、周辺 6 市町村で初めて言及した。

〔2〕東電旧経営陣は、公判の被告人質問で津波リスク予見を否定

- (1) 業務上過失致死罪で強制起訴された東電旧経営陣 3 人の公判
（東京地裁：永渕健一裁判長）
 - ① 10 月 16、17 日に元副社長武藤栄被告（68 才）、19 日に元副社長の武黒一郎被告（72 才）、30 日には武黒氏につづいて元会長の勝俣恒久被告（78 才）の被告人質問

② これまでの公判で元幹部・社員らが証言したこと

(7)東電は国の機関が2002年に公表した地震予測「長期評価」を取り入れた津波評価をもとに2008年1月、子会社来電設計に福島第一原発の津波高の計算を業務委託

(イ)2008年2月に3人も出席した「中越沖地震対応打ち合わせ」(通称御前会議)に「長期評価」を取り入れる方針や、その場合に津波高7.7m以上になると報告され、勝俣被告らから異論は出されていない。2008年3月11日、勝俣被告らが出席した「常務会」で津波対策の実施を正式に決定していた。

(ウ)1週間後の同年3月18日、東電設計と東電の打ち合わせで津波高が最大15.7mになる結果が示された。防潮堤設置の検討も子会社に依頼した。

(エ)武藤被告が出席した2008年6月の会議では、「長期評価」を採用して津波対策をとる方向で説明がなされ、沖合に防潮堤を造る手続き資料も出され、費用は数百億円にのぼるとされた。

(オ)しかし、2008年7月31日に開かれた会議で、武藤被告は「研究しよう」などと述べ、津波対策を先送りした。この時、津波対策が必要と考えていた社員は「力が抜けた」と証言した。

(カ)津波対策はとられないままに事故に至った。

③ 勝俣被告は「下が報告してこなかったのも特に関心をもたなかった」と述べ、「御前会議」などでの「報告・了承」を否定。武藤・武黒両被告も「知らぬ」「存ぜぬ」とすべて否定した。

④ 裁判での旧経営陣の態度こそ、福島第一原発事故を招いた元凶であることを窺わせる。

[3] 「再生可能エネルギーの主力電源化」はどこに1?

(1)九州電力は電力供給過剰事態に原発を止めず、太陽光発電の「出力制御」を実施(10月13日、14日、20日…)した。

(2)九電は再稼働していた原発の運転を止めるべきであり、「原発依存」の大罪というべき事態を示した。

(3) [エネルギー基本計画] (閣議決定) の「再生可能エネルギーの主力電源化」の具体策が問われる。

[4] 伊方原発運転差し止め仮処分取り消した広島高裁 (9月26日)

(広島高裁：三木昌之裁判長)

(1)伊方原発から約130kmの阿蘇山の噴火リスクが最大の争点

① 2017年12月の広島高裁の決定は、9万年前に起きた最大規模の阿蘇カルデラ噴火で「火砕流が到達した可能性は十分小さいと評価できず、原発の立地は認められない」として2018年9月30日までの伊方原発運転差し止めを命じた。

- ② 今回異議審では「(破局的噴火を) 容認する社会通念があると判断するほかない」と結論。巨大噴火の可能性について住民側が「相応の根拠」を示さなかったとして仮処分を取り消した。

(2) 司法の責任を放棄した不当判決

[5] 原発賠償措置額を 1,200 億円に据え置く

(原子力委員会の有識者会議。9月30日)

- (1) 原賠法に基づく原発事故に備えた損害賠償措置額(1事業所当たり現行最高1,200億円)について据え置き、二枚舌の大罪を重ねた。
- (2) 福島第一原発事故の事故対応費は、21.5兆円(2016年末試算)。これで収まる保障はないとされ、損害賠償措置額をはるかに超える、現行額を100倍、200倍にしても間に合わないのが実態である。
- (3) 国は措置額を超えたとして原子力損害賠償・廃炉等支援機構を立ち上げ、東電は一連の費用を支援機構に請求し、支援機構が審査し保障する。これを電力会社が一般負担金として、東電は加えて特別負担金として返済する仕組みである。
- (4) 事故対応費は、電気料金としてすべて国民が新たに負担する仕組みとした。
- (5) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構は「本来こうした万一の際の賠償への備えは福島第一事故前から確保されておくべきだったが、実際にはなんら制度的な措置は講じられず、当然ながら原価に参入することもなかった」と言い逃れ、「賠償の備え」の「過去分」を電気料金に上乗せして国民に「後払い」を強いている。
- (6) そうであるならば、原発再稼働に当たっては、当然、「賠償への備え」がなされるべきであり、「原発事故被害の損害賠償」の見直しが無いことはありえないことである。

[6] 北海道胆振地方東部地震で北海道電力管内ブラックアウト(9月6日～)

- (1) 北海道胆振地方東部地震の影響で、苫東厚真火力(3基計165万kW)の停止による供給電力不足に陥り、北海道全域の停電が発生した。
- (2) 北海道電力が管内の過半の電力供給を担わせる苫東厚真火力のリスク分散対策を怠ったことが、今回のブラックアウトの決定的要因となった。
- (3) 北電の泊原発再稼働への固執が、リスク分散対策をとらせなかった。原発依存の大罪。
- (4) 泊原発は、全ての外部電源を喪失し、非常用ディーゼル発電機6台で冷却する事態に陥った。

[7] 具体的方法・数値目標も示さない「プルトニウム削減」の新指針

- (1) 原子力委員会は、プルトニウム利用指針を15年ぶりに改訂し公表(7月31日)した。
- (2) 現在の保有量47トン(英仏約36.7トン、国内約10.5トン)を上限と設

- 定し、これより削減するとしたが、その具体策、数値目標は提示されず。
- (3) 高速増殖炉原型炉もんじゅの廃炉、新型転換炉からの撤退（（1995年）でプルトニウムの使い道はなくなった。
 - (4) 福島第一原発事故で、原発におけるMOX燃料利用の道も閉ざされた。
 - (5) 核燃料サイクル政策からの撤退以外に道はない。「高速炉の開発」計画に掲げる高速増殖炉の「増殖」抜きは、原子カムの利益温存策である。

4. 「原発ゼロ」への展望

- [1] 福島第一原発事故被災の現実は、「原発ゼロ」への道を教えている
- [2] 「原発依存」が日本経済とエネルギーに大きな歪みをもたらしている現実が、原発ゼロの道を教えている
- [3] 新潟県がすすめている福島原発事故に関する「三つの検証」（事故原因、健康と生活への影響、避難計画）を広く共有する運動を！
- [4] 「原発ゼロ基本法案」の一目も早い制定を！
- [5] 「原発ゼロ」「核燃料サイクルからの撤退」の国民的議論と対話をすすめよう！

原子力発電所の現状（2018年10月26日現在）

- 1. 再稼働原発 = 9基（稼働中7基、停止中=2基）
 - ① 関西電力 大飯3、4号機。高浜3、4号機。
 - ② 九州電力 玄海3、4号機。川内1、2号機。
 - ③ 四国電力 伊方3号機。
- 2. 設置変更許可 = 6基
 - ① 東京電力 柏崎刈羽6、7号機。
 - ② 関西電力 美浜3号機。高浜1、2号機。
 - ③ 日本原電 東海第二
- 3. 審査中 = 12基
 - ① 北海道電力 泊1～3号機。
 - ② 北陸電力 志賀2号機。
 - ③ 日本原電 敦賀2号機。
 - ④ 中国電力 島根2、3号機。
 - ⑤ 中部電力 浜岡3、4号機。
 - ⑥ 東北電力 女川2号機。東通1号機。
 - ⑦ 電源開発 大間。
- 4. 未申請 = 10基
- 5. 廃炉（決定済み、検討中） = 23基